

# 知っておきたい 保険 のはなし

## 猫劇場

～ 気をつけて! 「タイヤチェーン装着義務化」?! ～

じゅじゅ  
**寿寿**  
しつかり者の  
お姉さん猫



**はっば**  
わがまま、  
気まぐれな  
妹猫

知っておいたら役に立つ保険の知識。でも、難しくてよく分からない…。そんな保険のおはなしを、寿寿とはっばが分かりやすく解説します。

監修/アストのほけん



冬場って、自動車事故が増えるっていわれてるわよね。



今年は暖冬といわれているけれど、何度か雪も降っているし雪が無くても、路面は凍結するから危ないものね。今季でも積雪や凍結によるスリップ事故や、立ち往生が多数発生しているわ。



そういえば! 1月から大雪時のタイヤチェーン規制が変わったんだってね!



はっば、すごい! よく知ってるじゃないの!  
これまで一般に「チェーン規制」と呼ばれていた通行規制はタイヤチェーンに限らず、冬タイヤを履いていれば通行は可能だったの。でも、国土交通省は今後「チェーン規制」と表現する場合は「冬タイヤを履いてもチェーンが必須」という意味合いに変更したのよ。



えええ!! じゃあ、大雪が降ったら毎回毎回チェーンつけないといけないってこと!? そんな大変じゃない…。



いえいえいえいえ。そんなことは無いから大丈夫!  
チェーンが必須になる時期は  
「大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時」  
そして、適用される場所は  
「勾配の大きい峠部で、これまで大規模な立ち往生などが発生した区間」  
のみ!  
規制の狙いは、本来であれば通行止めになるような区間をチェーン装着車であれば通行可能にすることで、立ち往生や混雑の緩和につなげることなの。  
一般市街地に規制をかけるつもりは無いとのことだから安心して。



ああ、なんだあ…もう! びっくりしちゃうじゃないのよ。  
じゃあ規制って、どこにかかるの?



国土省の発表では全国13区間。  
近場をいくつか挙げると  
①上信越自動車道: 長野県の信濃町I.C.と新潟県の新井PA間の25 km  
②中央自動車道: 山梨県の須玉I.C.と長坂I.C.の間の9 km

③中央自動車道: 長野県の飯田山本I.C.と園原I.C.の間の10 km  
参考までに、平成29年度「大雪に対する緊急発表」がされたのは3回。そんなに広範囲ではないし、高頻度でもないのはわかってもらえたかしら。



なるほどねえー。ものすごい大雪で非常事態になった時、事故の多かったところを走るときは冬タイヤの上にチェーンもしないとだめよ! てことね。



私の説明、ずいぶん大雑把にまとめられちゃったけど…。まあ、ざっくり言うとなんていう事ね。



そういえば、スリップして車がどうしても止まれなくて追突しちゃう場合って防ぎようがない感じだけど、全部こっちの過失になっちゃうの?



勿論。そこは一般的な追突事故と同じ判断になるわね。  
追突でなくても、スリップでの事故は多いから運転には注意が必要よ。  
積雪時は、ブレーキの跡が残らなかったり、事故が起きてからの積雪でブレーキ跡が分からなくなってしまったりで事故後の状況確認が難しくなるケースが多いの。



過失割合の交渉で、自分に有利な証拠も消えちゃうってこと?  
そんなの困るにやー!!



そうよね。それで証拠が無くても不利な判断をされるかも、なんてたまらないわ。でも雪に向かって怒っても、どうしようもないからねえ…。



うー…。もう、冬は車に乗らにゃい!!



それが出来ればいいけれど。皆さんそうもいかないのが実際でしょう?  
そんなときは、やっぱりドライブレコーダーが有効になってくるの。  
事故の瞬間が映像に残ると、誰も何も言えない決定的な証拠になるからね。



そうか…! みんな、自分の身は自分で守りましょ!  
モチロン、普段の運転も気を付けなくっちゃ駄目よー??